

ラグビーワールドカップ 2019™ 日本大会公式ボランティアプログラム
「NO-SIDE」参加規約

第1条（総則）

- 1 本規約は、公益財団法人ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会（以下「組織委員会」といいます。）及びラグビーワールドカップ 2019™日本大会（以下「本大会」といいます。）の開催都市（以下、組織委員会と総称して「大会運営者」といいます。）が合同で運営する、ラグビーワールドカップ 2019™日本大会公式ボランティアプログラム「NO-SIDE」（以下「本プログラム」といいます。）に応募及び参加するにあたり遵守すべき規約を定めるものです。
- 2 前項に定める開催都市は、以下の12都市をいいます。
 - ① 札幌市
 - ② 岩手県及び釜石市
 - ③ 埼玉県及び熊谷市
 - ④ 東京都
 - ⑤ 神奈川県及び横浜市
 - ⑥ 静岡県
 - ⑦ 愛知県及び豊田市
 - ⑧ 大阪府及び東大阪市
 - ⑨ 神戸市
 - ⑩ 福岡県及び福岡市
 - ⑪ 熊本県及び熊本市
 - ⑫ 大分県
- 3 本規約は、大会運営者と本プログラムへの応募及び参加を通じて本大会の運営にご参加いただく大会ボランティア（以下「ボランティア」といいます。）との間の一切の關係に適用されるものとします。
- 4 大会運営者又は組織委員会は、本規約のほか、本プログラムの運営に関し、別途規程（次の各号に定める規程を含みますが、これらに限られません。以下「個別規程」といいます。）を定める場合があります。この場合において、個別規程は、本規約の一部を構成するものとします。
 - ① システム利用規約（大会ウェブサイト：<https://www.rugbyworldcup.com/volunteers>）
 - ② プライバシーポリシー（大会ウェブサイト：<https://www.rugbyworldcup.com/volunteers>）

第2条（本プログラムの目的）

大会運営者は、以下の目的をもって、本プログラムを運営します。

- ① 本大会の円滑な運営
- ② ボランティアに対する必要なコンテンツの提供
- ③ 大会プロモーション活動等、大会価値の向上に資する取り組み
- ④ その他前各項に付随する目的

第3条（本プログラムの趣旨への賛同）

ボランティアは、本プログラムの趣旨に賛同し、大会運営者の取り組みにご協力いただけることを条件として、本プログラムに応募しご参加いただきます。

第4条（本規約の遵守）

ボランティアは、本プログラムへの応募及び参加にあたって、本規約で定める全ての事項を遵守するものとします。

第5条（大会運営者からの指示等の遵守）

ボランティアは、本プログラムへの応募及び参加にあたって、大会運営者からの指示、大会運営者との間で締結した誓約書及び大会運営者が提供する募集要項、マニュアル等を遵守するものとします。

第6条（関係法令の遵守）

ボランティアは、本プログラムへの応募及び参加にあたって、日本国内の関連法令の全てを遵守するものとします。

第7条（公序良俗等）

- 1 ボランティアは、本プログラムに関する活動中の飲酒及び酒気を帯びての活動参加をしてはなりません。
- 2 ボランティアは、本プログラムに関する活動中、喫煙してはなりません。但し、大会運営者が特に認めた場合であって、かつ大会運営者が特に認めた場所に限り、喫煙することができます。
- 3 ボランティアは、本プログラムに関する活動中、民法第90条に定める公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする一切の行為をしてはなりません。

第8条（迷惑行為）

ボランティアは、次の各号に定める行為をしてはなりません。

- ① 他のボランティアその他の本大会関係者及び観客に対し、本大会のイベントと関係のない勧誘（宗教や商品・サービス等の販売及び特定の団体への勧誘などを含まれますが、これらに限られません。）を行う行為
- ② 他のボランティアその他の本大会関係者及び観客に対して、本人の意思に反して個人情報聞き出す行為
- ③ 本プログラムに関する活動中に本大会関係者、選手、来賓等に対して握手、サイン、記念撮影等を求める行為
- ④ 本大会の運営に使用される備品、配布物品等の残部を持ち帰る行為
- ⑤ その他大会運営者が迷惑行為と判断する行為

第9条（差別的言動の禁止）

ボランティアは、性別、人種、言語、肌の色、国籍、身分、婚姻形態、性的嗜好、親権、宗教、身体の障がい等を理由とした差別的言動、ハラスメントその他一切の行為をしてはなりません。

第10条（ダイバーシティへの理解）

ボランティアは、本プログラムへの応募及び参加にあたって、ダイバーシティ（多様性・機会均等）の理念を理解し、性別、国籍、職歴、障がい、性的指向や性別認識といった個人の個性を尊重した上で、さまざまな能力と文化、考え方、技術、経験を持った人材と相互に連携し協力して、本大会の運営に参加いただきます。

第11条（服装）

- 1 ボランティアは、本プログラムに基づくボランティア活動中、大会運営者の指定するユニフォームを着用するものとします。
- 2 ボランティアは、本プログラムに基づくボランティア活動時間外及びボランティア活動休憩時間中、大会運営者が特に認める場所を除き、大会運営者が支給するユニフォームを脱いでいただきます。
- 3 前二項に定めるほか、ボランティアは、本プログラムに関する活動にボランティアとしてふさわしい清潔で品位ある服装及び髪型でご参加ください。

第12条（面接、研修への参加）

- 1 ボランティアは、事前に大会運営者の承諾を得た場合を除き、大会運営者が指定する面接、研修等に全て参加するものとします。

- 2 面接、研修等への参加は、全てボランティア本人による参加のみ認められるものとし、代理人の参加や、参加者の変更は認めません。
- 3 大会運営者が特に「必須」として指定する面接、研修等についてご参加いただけなかった場合、ボランティアは、本プログラムへの参加を辞退されたものとみなします。

第13条（遅刻・早退の禁止）

ボランティアは、面接、研修その他の本プログラムに関する活動について、時間を厳守するものとし、遅刻・早退は認められません。

第14条（プライバシーポリシーへの同意）

ボランティアは、本プログラムへの応募及び参加にあたって、大会運営者の定めるプライバシーポリシー（大会ウェブサイト：<https://www.rugbyworldcup.com/volunteers>）に同意するものとします。

第15条（システム利用規約への同意）

ボランティアは、本プログラムへの応募及び参加にあたって、組織委員会の定めるシステム利用規約（大会ウェブサイト：<https://www.rugbyworldcup.com/volunteers>）に同意するものとします。

第16条（本人確認への協力）

ボランティアは、本プログラムへの応募及び参加にあたって、大会運営者が必要と認める本人確認を行うことに同意するものとします。

第17条（秘密保持）

ボランティアは、予め大会運営者の書面による承諾を得た場合を除き、本プログラムに関連して知り得た個人情報、機密情報その他一切の情報を開示若しくは漏洩し、又は本プログラム以外の目的に利用してはなりません。

第18条（活動中の携帯電話・スマートフォン等の使用制限）

ボランティアは、本プログラムに関する活動中、大会運営者が特に認めた場合を除き、携帯電話、スマートフォン、カメラ等を使用（写真・動画の撮影、録音を含みますがこれらに限られません。）してはなりません。

第19条（ソーシャルメディア等の利用禁止）

- 1 ボランティアは、本プログラムに関わる一切の情報について、大会運営者が特に認めた場合を除き、Facebook、Twitter、Instagram、ブログ、電子掲示板、動画共有サイトその他のソーシャルメディアに掲載又は投稿してはなりません。
- 2 前項に基づき大会運営者がソーシャルメディアへの掲載又は投稿を特に認めた場合、著作権法、商標法等の関係法令その他大会運営者が必要と認める事項を遵守していただきます。

第20条（メディア等の取材対応の禁止）

本大会に関するメディア等からの取材対応は、全て大会運営者が行うものとし、ボランティアは、大会運営者が特に認めた場合を除き、本大会に関する取材に対応してはなりません。

第21条（知的財産権等の権利の遵守）

ラグビーワールドカップに関する著作権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は、ラグビーワールドカップリミテッドに帰属します。ボランティアはその権利を尊重・遵守するものとし、

第22条（肖像権の不行使）

ボランティアは、本プログラムにご参加いただくにあたって、本プログラムに関する面接、研修、活動等において撮影された映像、写真等に自己の肖像が映り込むことを理解し、大会運営者及びラグビーワールドカップリミテッドが、当該肖像の映り込んだ映像、写真等を自由に使用することに予め同意します。

第23条（報酬等の不支給）

大会運営者は、ボランティアに対して、大会運営者が特に定めるものを除き、報酬、交通費、宿泊費、営業補償、損害賠償等その名目を問わず一切の金員又は便益の支給又は手配を行わないものとし、

第24条（提供品等の取扱い）

- 1 ボランティアは、大会運営者がボランティアに対して提供する物品等（以下「提供品」といいます。）について、インターネットオークション等での転売〔その他の第三者への譲渡〕をしてはなりません。
- 2 本プログラムへの参加を辞退された場合、その理由にかかわらず、ボランティアは、全ての提供品を大会運営者に返還するものとし、この場合において、提供品の返還に要する費用は、ボランティアにご負担いただくものとし、

第25条（私物の管理）

本プログラムに関する活動中の貴重品その他私物の管理について、紛失、盗難その他が発生した場合、大会運営者は一切の責任を持たないものとし、ボランティアが個人で管理するものとします。

第26条（参加辞退）

ボランティアは、本プログラムへの参加を辞退する場合、大会運営者が別途定める方法に従って、速やかに大会運営者へ連絡するものとします。

第27条（参加取り消し）

大会運営者は、ボランティアが次の各号に掲げる事由に該当する場合、ボランティアの本プログラムへの参加を取り消すことができるものとします。

- ① 第7条に反する行為を行った場合
- ② 第8条に反し迷惑行為を行った場合
- ③ 第9条に反する行為を行った場合
- ④ ボランティアその他本大会関係者のチームワークを著しく害する行動を行った場合
- ⑤ 本大会のイメージを損なう行為を行った場合
- ⑥ 本規約に違反する行為を行った場合
- ⑦ 本プログラムの応募要件を満たさないことが明らかとなった場合
- ⑧ 本プログラム応募時に申し出た内容が事実と異なることが明らかになった場合
- ⑨ その他大会運営者がボランティアとして不適切と認めた場合

第28条（事故や災害等に伴う対応）

- 1 ボランティアは、本プログラムに関する活動中に事故等が発生した場合、大会運営者に速やかに報告するものとします。
- 2 ボランティアは、本プログラムに関する活動中に災害等が発生した場合、大会運営者の指示に従って行動するものとします。

第29条（保険適用）

- 1 大会運営者は、本プログラムに基づくボランティア活動を行うボランティアを被保険者とする保険に一括加入いたします（ボランティアの個人負担はありません。）。
- 2 ボランティアが本プログラムに基づくボランティア活動中の事故等でケガをされた場合等は、大会運営者はボランティア活動向け保険の適用範囲内で対応いたします。但し、保険の適用範囲は保険

契約の内容に基づくものとし、大会運営者の指示に従っていただけなかった場合、不適切行為と判断された場合には、保険適用がされない可能性があります。

第30条（大会運営者の責任範囲）

- 1 大会運営者は、本プログラムに関しボランティアに生じた損害について、大会運営者の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、前条に基づく保険適用の範囲を超えて損害を賠償する責任を負わないものとし、
- 2 ボランティア間で発生したトラブルに関して、大会運営者は一切責任を負わないものとし、

第31条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法を準拠法とします。
- 2 本規約又は本プログラムに関する活動に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条（その他）

本規約に特に定めのない事項については、大会運営者が適切に判断の上、決定させていただきます。

第33条（本規約の変更）

- 1 大会運営者は、本規約をいつでも変更できるものとし、当該変更のボランティアへの通知をもって、当該変更後の本規約は効力を生じるものとし、
- 2 前項に基づく本規約の変更に係る通知後、ボランティアが本プログラムへの参加を継続した場合には、ボランティアは当該変更後の本規約に同意したものとみなします。

制定 2018年4月23日